

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営詫間・仁尾地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業）南草木団地草木工区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年8月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積 (㎡)
三豊市仁尾町仁尾字南草木	乙686-2	田	畑	367